

役員の選任年齢に関する規程

(総則)

第1条 財団法人建築環境・省エネルギー機構の役員の選任年齢については、この規程の定めるところによる。

(選任年齢)

第2条 役員の選任年齢は、次の各号の年齢以下とする。

- 一 新任の常勤役員 満65歳
- 二 再任の常勤役員 満70歳
- 三 非常勤役員 満75歳

2 前項の規定により難い特別な事情があるときは、前項の規定にかかわらず、選任年齢を常勤役員にあつては75歳、非常勤役員にあつては80歳とすることができる。

(補則)

第3条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。